

第396回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和6年(2024年)1月29日開催

第396回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)1月29日(月) 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 2階 りんどう・つばき

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
深川英穂 廣田幸英 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 田中愛美
藤木美才 藤田香織

(欠席委員) 一宮睦雄

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 参事 郡司掛博昭

議 事

(1) 議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

(2) 報 告

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「かたくちいわし対馬暖流系群」、
「うるめいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第396回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第396回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

どうも皆さんこんにちは。年も明けてもう月末ではありますが、改めましておめでとうございます。昨年は、まずいろんな問題がありましたが、今年は皆さんと一緒に問題を解決して進んでいきたいと考えていますので、どうかご協力をお願いします。それでは早速でございますが、ただいまから第396回天草不知火海区漁業調整委員会を開

会をいたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は前田委員と藤田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから6ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、中目流し網漁業とばいかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、もじゃこ漁業です。

最初に新規の許可について説明します。まず、中目流し網漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や許可予定の隻数を示しています。中目流し網漁業では、スライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。漁業時期は、1月1日から12月31日までとなっております。今回の制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に示している火共第2号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定め無し、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域

は、スライド6番の参考図に示している天共第5号共同漁業権漁場内旧本渡市地先です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容は資料3ページから4ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

以上、新規許可の2漁業について御説明いたしました。つづきまして、許可の有効期間満了を迎える漁業について御説明します。

もじゃこ漁業について説明します。スライドは7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。この、もじゃこ漁業ですが、もじゃこすなわち全長15センチメートル以下のぶりの稚魚をスライド7番の右の図のような漁具により採捕する漁業になります。採捕したもじゃこは、県内の養殖用種苗として用いられます。操業区域は、スライド8番の参考図に青色の斜線で示しております天草海となっております。漁業時期は、3月25日から7月31日までとなっております、許可予定の隻数は27隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページから6ページに記載のとおりとなっています。もじゃこ漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド9番を御覧ください。申請期間は、新規の許可が令和6年（2024年）2月5日から令和6年2月16日までを予定しています。

今回許可の有効期間満了に伴う許可であるもじゃこ漁業の申請期間は、令和6年3月1日から令和6年3月14日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

ございませんか。ようございますか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の9ページを御覧ください。上段の漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料については、本委員会でこれまでご説明させていただきましたので割愛させていただきますが、下段のフロー図にありますように、①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する必要があります。

資料の10ページを御覧ください。令和6年4月1日から始まる令和6管理年度の「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量について、小型魚が7.2トン、大型魚が6.2トンという通知が農林水産大臣からありました。そこで今回、知事管理区分及び県留保枠への配分量について諮問いたします。

資料の11ページを御覧ください。知事が、知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、下段の「配分割合の取り扱いについて」にあるとおり、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保へ配分することとされています。

この配分割合に従うと、灰色のセルにあるとおり知事管理漁獲可能量は小型魚が6.5トン、大型魚が5.6トンとなり、県留保枠は小型魚が0.7トン、大型魚が0.6トンとなります。

ページが前後しますが、資料の8ページを御覧ください。都道府県別漁獲可能量は、国からの追加配分や他県との融通により、管理年度途中に複数回変更になることが見込まれ、それに伴い、知事管理漁獲可能量を速やかに変更する必要があります。

このため、資料の下段のなお書き以降に記載しておりますとおり、管理年度中に都道府県別漁獲可能量が変更になった場合、熊本県資源管理方針に定める配分割合に従って配分量を変更し、変更内容については後日、本委員会に報告することとしたいと考えておりますので、これについても併せてお諮りします。

以上、令和6管理年度における小型魚及び大型魚の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました。が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

昨年度と比較してどうか、お教え願いたい。

水産振興課

ただいまの御質問にお答えいたします。御質問の内容としましては、昨年度の当初配分との量の比較ということでよろしかったですよ。

うか。まず、大型魚につきましては、昨年と同様の数字になっております。小型魚につきましては、0.3トン増加しております。これは、今から6年前に熊本県の漁獲量が、この可能量を超過したということがございまして、その分ということで、毎年0.3トン差し引かれていたというところですが、それが今年度で終了しましたので、来年度から0.3トン増えて、当初配分は7.2トンとなっております。以上です。

議長

他にございませんか。

佐々木委員

参考までに今年の漁獲量はどうなってますか。

水産振興課

水産振興課です。今までのところ漁獲量は、小型魚が0.8トン。それから、大型魚は0.9トンということで枠に対しては、まだまだ余裕があるという状況になっています。

議長

はい、どうぞ。

水産振興課

水産振興課です。参考までに、令和4年の時の実績では小型魚は枠が19.1トンで最終的にその中で15.7トンで、大型魚については8.1トンの枠で2.8トンだったんですけれども、前回の漁期につきましては小型魚が最終的に16.9トン枠に対しまして、11月の時点で0.8トンという形であまり獲れてないという状況にあります。大型魚の方も5.1トンの枠がありまして、そのうち0.9トンという形ですが、来遊とかがありましたら急に獲れるということもありますし、これからの時期でも入ってくる可能性がありますので、今から入ってくるものについては、2月とかそういう形の処置をしない、しなくていいような形だというふうに認識しております。以上です。

議長

他にございませんか。ようございますか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。
次は報告です。「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」の知事管理区

分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

令和6管理年度における「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について報告させていただきます。座って説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。資料の12ページをお願いします。ここにTAC管理開始までの流れということで、表にしております。まず国の方で、①ですが、資源管理基本方針を変更いたしまして、12月6日に告示されております。これに対しまして、②で熊本県資源管理方針の改正を行っております。前回第395回天草不知火海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、回答をいただいております。次に③の熊本県資源管理方針の変更に対する大臣承認申請を12月11日に行いまして、熊本県資源管理方針の変更ということで、④になりますが、12月12日に大臣承認をいただいております。これで、国の方から「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の知事管理区分や配分することが決まりましたので、これにつきまして、再度、海区漁業調整委員会の方に諮問する必要が発生いたしました。それで、⑥に示しますように、8日以降、1月1日までに開催することは困難というふうに判断いたしましたので、熊本県連合海区漁業調整委員会の方に12月21日に諮問させて頂き、回答を頂いております。

資料13ページを御覧ください。令和6年1月1日から「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」のTAC管理が開始されていますが、当該魚種は、新しく導入されたステップアップ管理という管理方式で資源管理されています。

国の資源管理基本方針の変更により導入されたステップアップ管理について説明します。

通常のTAC魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる数量を割り当てて行いますが、新たなTAC魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。

具体的には、資料の図に示すとおり、ステップ1から段階的に管理を行います。

ステップ1とステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。

また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。

令和6管理年度は、ステップアップ管理のステップ1が適用されます。ステップ1の期間は1年間で想定されています。

次のステップ２では、都道府県に対し漁獲可能量の試行的な配分が行われます。この場合、漁獲実績等を基礎に管理を行う目安として数量が提示されます。また、ステップ３に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ２の期間は２年間で想定されています。

国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等の意見を聴き、ステップ１及び２での取り組みについて十分な進展があった場合に、ステップ３に移行することとしています。ステップ３からは通常のＴＡＣ管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置が義務化されます。

次に、資料１４ページを御覧ください。当該魚種ではステップアップ管理が導入されていますが、知事管理漁獲可能量の決定までの手続きは、「まあじ」や「まいわし対馬暖流系群」等の他のＴＡＣ魚種と変わりません。

なお、⑥の都道府県別漁獲可能量と⑦の知事管理漁獲可能量においては、ステップ１では漁獲可能量の内数、ステップ２では試行的な数量の配分が行われ、ステップ３から具体的な数量の配分が行われる予定です。

資料１５ページを御覧ください。令和５年１２月２１日に熊本県連合海区漁業調整委員会へ諮問しました令和６管理年度の「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。

今回、国は①のように、「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の漁獲可能量をそれぞれ７万７千トンと４万４千トンと決めました。

次に、②ですが、国から「かたくちいわし対馬暖流系群」を「７万７千トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」を「４万４千トンの内数」で本県に配分しました。都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。

先に変更しました、熊本県資源管理方針では、「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。

以上のことから、本県の知事管理区分への配分量は③のとおり「かたくちいわし対馬暖流系群」が「７万７千トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」が「４万４千トンの内数」とすることを熊本県連合海区漁業調整委員会に諮問し、意義のない旨の答申をいただきました。

報告は以上になります。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

議長	他に何かございませんか。ようございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他にないようでございますので、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」の報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。 時間もありますから、なんでも結構でございます。 はい、どうぞ。
佐々木委員	去年、マイワシが３０年ぶりに来遊して、１０月まで結構水揚げがあった。イワシはＴＡＣにはいっているんですけど、また、今年も獲れた場合、熊本県の枠は「若干」ですね。獲れすぎて超えた時は、どうしたらいいんですか。
水産振興課	はい、水産振興課です。 今漁期、１月１日から令和６管理年度が始まっておりますけれども、今漁期につきましても、熊本県につきましてもは現行水準という形になっておりますので、目安数量ということで、昨年よりは増えておりますけれども、直ちにその目安数量を超えたからといって、漁業を停止しなければならないということにはなりません。 ただ、全国的に豊漁で、全国の枠の方が少なくなってくると、全体で停止という形になるという状況は考えられます。今後も、もし、漁獲量がどんどん増えていくという形になって、数量明示という形になればですね、その数字をクロマグロと同じような形の管理になりますので、その枠を遵守するという形になってまいります。以上です。
議長	熊本県の船が獲ったのは分かるけど、宮崎とか他の県の船が牛深に入港して水揚げするわけですが、その場合も熊本県の数量になるのか。
水産振興課	他県の船が獲ったものについては、例えば宮崎県の船が漁獲したものは、牛深に水揚げしたとしても宮崎県の数量となります。
議長	そんなには無いのでは。
佐々木委員	無かろうではなくて、長崎県籍は長崎、宮崎県籍は宮崎の水揚げになるので、熊本県には関係ない。今、イワシの方も長崎で大分増えてますよね。

水産振興課

長崎県は昨年は現行水準だったんですけれども、かなり獲れましてですね、今年から数量明示県になっており、確か1万9千トンぐらいの数量明示となっております。

友村委員

そのイワシについてですけども、鮮魚で扱うのはうちあたりはですね、養殖ですね。特に牛深なんかはブリ養殖。それにする餌、飼料といますけども、外国から入っている。

ちょっと昔は1箱18キロぐらいで7百円か6百円ぐらいで買えたんですけど、今はもう3千円、4千円ですね。このイワシが獲れればですね、消費者に価格を安く提供できるわけですけども、そこらへのバランスやらを熊本県も少し考えて、獲れるときは餌にどうでしょうかね。

佐々木委員

餌には行ってます。

深川委員

いや、行ってるんですけど、まったく足りない状況で、御存知のように北海道でイワシが千トン以上、へい死している状態。海岸で結構あっているんですね。やはりこのまき網、千葉とか日本太平洋側を聞いてみれば、やはりTACの数量を頭に入れながら、少し値段が下がると、もうどうせTACであんまり獲れないからってということで、まき網船は出てない。

昔、キロ当たり60円とか70円で魚の餌になってたものが、今、105円とか130円とか、それを持って鹿児島とか水産庁はブリ、タイを輸出、大增産を掲げて、食料を確保しなさいっていうような方針が出てますが、作るのは国内で作るから、その餌がないことには作れないわけですね。

鹿児島あたりも温暖化の影響で水温が上がったりして、餌をやれない時期があったりして、どんどん成長が悪くなっている中で、餌までそうやって高騰している、資材が高騰する。全てのものが高騰している関係で、もちろん魚価が上がればいいんですが、それには中々追いついていない状況の中で、やめる生産者が特に西日本で増えております。病気のまん延も含めてそうなんです。

先程、私も資源管理担当の方の審議に出ておりましたが、どうしてもその辺のバランスを測りかねてる。今、おっしゃった様に、何のために資源管理をやるのと、ものが減っていきよるから、それを守ろうというのが資源管理じゃないのかなと思うもので、守りすぎて増えて、ああやってへい死して、海岸を汚して、それを埋めるため処理するために莫大なお金を使っている中で、何のための資源管理なんだろうと、やっぱり思っているもので、その仕組みが今一つこうやって出て来とっても、先ほどおっしゃった様に増えても「いや、その枠内だ」みたいなふうに言われれば、増えたら増えたで、増やしていいやんっていうふうに思っているもんなんですね。自然にある程度

任せながら、マグロも５、６年前は枯渇する、食べれなくなって日本中が大騒ぎした時期も今はこんな値段下がって養殖業者もやめていつてる。しかも、マグロは、相当、餌を食べるもんですから、そういう中でも今、長崎は特にそうなんですけど、高く買ってくれる韓国、中国に販売している。だから国内に来ないんですよ。そういう現状を本当にどこまで認識し、今後の計画を立てているのかが、どうしても分からない状況。今、国の方をお願いしているのは、もう漁業者にはいいと。まき網にどうしても魚を獲てもらわないと餌が無いんだから、そこに値段が合わないんだったら、そこで補填をしてでも養殖の餌に回せるように、そういうやり方をしてくれないと今度は食料が供給できなくなるというような流れがあります。

熊本県の先ほどの、熊本県の資源管理とここの中でこの調整も図るべきというところであれば、やっぱり上にきちっと活用してほしいというふうに感じたもんですから、本当に詳しいことが分からないままに、ちょっとお願いをしてる状況ですけど、よろしくお願いします。

議長

ちょっと話は長くなりましたがちょっと時間が早かったもんですから、委員の皆さんには、今後、御協力を求めるということもあるかもしれないので、そのときはよろしくお願いしますと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで第３９６回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。